

V 計画推進のための基本的事項

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期から第3期計画の利用実績と併せ、福祉サービス利用者個々の状況やニーズを十分踏まえることを基本とします。

1. 施設入所者の地域生活への移行

国では、地域生活への移行を推進する観点から、平成25年度末の施設入所者数の12%以上を平成29年度末までに地域移行することを基本としています。滝川市に当てはめると25年度末78人入所しており、9人の地域移行を図ることになります。現在の施設入所者については、重度または高齢者であるため、今後、重度の障がい者もグループホーム等で対応できるよう施設整備が欠かせません。地域の状況を十分把握したうえで地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、対応していきます。

◆滝川市における施設入所者の地域に移行した人数

										見込量		
年度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人数	6	2	5	2	11	6	1	2	1	3	3	3

注) 平成18年度は平成17年10月1日～平成19年3月31日まで

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国では、精神障がい者の地域生活への移行を推進しています。滝川市においては、平成18年度から現在まで延15人の方が退院、地域移行したところです。平成25年度に滝川中央病院が定員12人のグループホームを開設したことにより推進が図られました。今後、地域移行・地域定着支援の相談支援事業所ほほえみプラザ・砂川市のぼぼろ及び病院、関係機関とも十分連携し、推進に努めていきます。

◆退院により地域に移行した精神障がい者数

年度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26
人数	0	1	0	0	2	1	1	8	2

3. 地域移行者の居住の場の確保と訪問・日中系サービスの提供

退所や退院によって地域で暮らすためには、地域での受け皿、すなわち居住する場所がなければなりません。社会福祉法人等の協力を得ながらグループホームの充実を図ります。また、住む場所だけではなく、地域での生活を支える居宅介護等の訪問系サービスや就労支援等の日中活動系サービスと同時に、地域住民への啓発や理解を進めていく必要があります。

これまでの障がい福祉サービスの提供体制を維持するとともに、社会福祉法人等の協力を得ながらサービス提供体制の充実を図ります。

4. 障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

国では福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者を平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本としています。滝川市に当てはめると平成 24 年度 3 人の移行実績があり、平成 29 年度中の一般就労への移行人数は 6 人となります。

今後、就労移行支援事業所及びハローワーク、障がい者就労・生活支援センターひびきと十分連携し、障がい者が自立して日常生活を送るため、一般就労に結び付けられるよう努めていきます。

◆滝川市における一般就労移行の状況

本市において、福祉施設を退所し、一般就労した障がい者は、第 1 期計画期間中が 6 人、第 2 期計画期間中が 4 人、第 3 期計画期間中が 7 人となっています。

										見込量		
年度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人数	2	3	1	0	1	3	3	2	2	3	3	6

5. 地域生活支援拠点等の整備

国では地域生活支援拠点等を平成 29 年度末までに各市町村または圏域に 1 か所以上整備することを基本とする目標をたてました。

まだ詳細が示されておりませんが、平成 27 年度に地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を実施、取り組み事例等の情報発信が行われる予定です。今後の動向を見極め対応していきます。

6. グループホームの整備

滝川市内では社会福祉法人等が運営するグループホームが、現在 81 人が入居できるまで整備されてきました。今後も施設や病院から地域へ移行促進を図るべく整備が進められ、地域での環境整備、充実強化が図られることが期待されます。

見込量			
年 度	H 27	28	29
グループホーム整備	85	90	95